

丸が父は七歳にして、東福寺の喝食となり、廿日に法華經一部よみおぼわしほどの智惠なれば、文珠喝食と世に申せし人なるにより、多能なりきとある。野史は貞徳の傳記中に戴恩記を参照しながら、久秀の傳中には永種が志貴落城の際殉死したと書いてあるのは杜撰も亦甚しい。

## 龜茲・于闐の研究

文學士 羽田 亨

印度歐羅巴語に屬するトカラ語、東イラン語などいふ死語が、東トルキスタンから發見せられて學界を驚かしたとは、既に十數年の昔になつたが、此等の言語が何れの地に行はれ、また何れの時代に用いられたものであるか、尙また此等の言語はこれが行はれた時代及び地方に於ける日用語であつたか、それとも一種の政治語とでもいふべきも

の、假令ばその地の征服者の間に於ける通用語で、土語は別に存したものではなかつたかといふやうな問題は、比較的永く論定されなかつたのであるが、一九一三年にコレージュ・ド・フランスの教授 Sylvain Lévi 氏が先づ此種のトカラ語について此等の問題を論じ、ついで翌一九一四年には諾威クリスチャニヤの大學教授 Steen Knower 氏が東イラン語について同様の研究を公けにした。此の兩個の研究は一は今の庫車の附近から發見された文書を資料とし、二は和闐附近から出た文書を資料としたものであるが、その研究の仕方は殆んど全く同一であつて、文書中に見ゆる國王の名を支那の記録に求めて文書作成の時代を明らかにし、文書の用語がそれ／＼龜茲・于闐の國語であつたを論じ、且此等の言語は西紀一世紀前後から唐代迄引き續いて兩國の日用語であつたとを論定したものである。言語は民族の標幟ではないにしても、

此等の研究の結果を他の史上の事實と斟酌して少くとも龜茲・干闥の住民が唐代迄アールヤ人種であつたことを否定するとは出来ない。東方佛敎の上  
に此等の兩國が占むる重要な位置は今更練り返す迄もないが、美術とか音樂とか、其の他種々の方面から、支那の文化に關係する所少からなかつたと思はるゝ此等の國の人種が、かく文書の上から明らかに定められ、勿論從來とても同様のことを推定した人は多くあつたし、またそれが頗る合理的であつたにしても、唐代迄はアールヤ種の文化が葱嶺以東の地に榮えてゐたものであることを決定的に知ることが出来るに至つたのは誠に快心のことである。

此等の研究は前述の通り既に三四年も前に發表せられたもので、今日これを紹介するのは甚だ時機を失した譯であるが、然も案外人の注意を惹かずに過ぎて居るやうであるから、後れながらこゝ

に其の大體を紹介することにする。

Levi 教授の論文は一九一三年の *Journal Asiatique*, September-October 號に

Le "Tokharian B", Langue de Koutcha

と題して掲載せられたものである。

氏の資料に用いたのは一九〇七年の初めに、Palliot 氏が庫車の附近 *Saldirang* 驛近くの昔の烽戍の廢墟から獲た多くの木牌であつて、大抵長さは八一—一六センチメートル、巾は四十一—〇センチメートルのもので、四方に V 形の切り込みが施してある、その一方の面にブラーフミー文字で B 種のトカラ語が書きつけてあるのであるが、Levi 氏の研究によると、それは大概通行免狀で、出發または入國の隊商などに交附したものである。氏は先づこの B 種のトカラ語なる名稱を龜茲語 (*Khotan-Tokharian*) と更めねばならぬことについて論じて居る。

『元來このBトカラ語なる名は、E. W. K. Miller氏の附けた所であるが、これは假定の名稱でまた一時的のものである。此の言語で書いたもの、斷片は龜茲の境域のすべての地方から發見せらるゝが、それ以外の地方では發見せられたことを聞かない。しかし從來はこれで書いたものは皆佛教關係の文記のみであつたから、或は此の言語は佛教が他國から導き入れた宗教語であるかも知れないといふ疑があつた、然るに今此の如き諸處の卑賤な驛官等に宛てた通行免狀にもこれが用いられたことが明らかになつて見ると、此の疑は全く消れて、純粹な龜茲の國語であつたことは争ふ可らざる次第である』といふのである。(序に記しておくが、トカラ二年四號の開端「漢譯の佛典に就いて」の四七一四八頁を參照ありたい。)

次には此の龜茲語なるものが龜茲國に行はれた時代についての論に入つて居る。

『此等の通行免狀には日附けのあるのがあつて、

一例を擧げると「二十年 Ksun 第七月十四日」の記されてあり、全體の中には 15, 6, 19, 20, 21 Ksin の年數を認める。然るに庫車附近 Doudour-Agour の一寺院から發見せられた計算書の斷片にも 4, 5, 6 Ksin の年及び Galdhang の木牌の同一の年が見える、尙また Pelliot 氏は此の斷片の中から、四メートル餘りの卷子の切れを發見した、それは此の寺院に關係した複雑な事件の記録であるが、その記載された事柄は 22, 23 Ksin の年から直ちに 3 Ksin の年に續いて居る、思ふに此等の年は、19, 20, 21, (22, 23) Ksin が一續きで、其後に、1, (3), 4, 5, 6 Ksin の一續が續くものであらう、たゞ此等の Ksin なる語は、この特種の場合に用いられてある外には現はれない語である。さて此等の通行免狀によると、21 Ksin 年に Swarnate なるものが大王 (Oroce pi lante) の稱を用いてゐる、この Swarnate なるも

のは唐書に見ゆる唐の太宗と同時代の蘇伐疊 (Sourfa Tie) で、慈恩傳に金花なる王の子で相續者と記されてあるものでなければならぬ。金花なる梵語の形は *Savarajusta* であらうが、此の名はペテログラードの人種博物館に保存されてある *Perzowski* の庫車附近から獲た木牌の斷片に見えて居る王の名によつても証することが出来る、唐書には蘇伐疊は蘇伐勃駝 (Sourfa Pour-kine) の子となつてあるが、駝 (kine) は思ふに駝 (che) の誤りであらう』と論じ、かくて *Svarnate* が蘇伐疊であることが確かなる上は、此等の *Saldrang* の木牌が太宗時代即ち七世紀のものであらねばならぬといふに歸着して居る。

更に此の木牌の龜茲語が眞に龜茲語であるとしても、それは或る征服者の言語が被征服者の間に行はるるに至つたものであるかも知れないといふ疑を打ち消す爲には、次の如き論證がある。

『玄奘三藏に據ると「王屈支種也」と記されてあるが、實に「白」なる姓は一世紀以來當時に至る迄龜茲國の王姓である、されば此種のトカラ語なるものは少くとも一世紀以來龜茲の土語であつたものである、ほゞ紀元前の百年頃、即ち漢の武帝の頃迄溯ることを許す支那の記録に、何等此の國の人の變遷を書いてゐないことを考へると、尙以前から同様の有様であつたことは疑ない』といふのである。

たゞ *Levi* 氏によつて残された問題は、前に記した *ksum* なる語の解釋と、*1-23 ksum* 及び *1-6 ksum* を何年と見るかといふことである。尤も氏は *1-6 ksum* を、初め支那の年號の制を支那に臣事した龜茲王が用いたものであらうと考へ、二十三で終る年號は貞觀よりないから、其の元年から二十三年迄 *Svarnate* が在位したものと假定したのであつたが、これは研究を進める

に從がつて矛盾を生じて來たので中止して、只で、高祖即位の年である、而して Swarnate の位に即いたのもまた同年でなければならぬ、*ksun* に於て初めて Swarnate の統治の年 *ksun* の數との間に共通點を捕へることが出来る、Swarnate の即位はかく六一八年で、その死は六四六年であるから、其の治世は二十九年間である、一方 *ksun* を王の即位の六一八年とすれば  $618 + 23$  *ksun*  $+ 6$  *ksun*  $= 646$  となつて、Swarnate の死没の年と一致することになるのである。併しながら此の假定を是認すると、一の了解す可らざることに遭遇する、それは何故に六四〇年迄を 23 *ksun* と數へて、六四一年に 1 *ksun* を再び始めるかといふ問題である、殊にまた、Suldīrang 驛の通行免狀の日附けの最も遅い年が、Douldour Aqo-*si* のものと一致するにせよ、*ksun* のなる數が此の第二 *ksun* の最後の年なることを證明するものは一も存しないではないか、されば此の *ksun*

に從がつて矛盾を生じて來たので中止して、只だ *ksun* の何年といふのは統治の年 (Les années du règne) であらうと推察したのである。 *ksun* の語義に就いては、次に紹介する Konow 氏の論文中に、氏の解釋が見るが、123、16の年に就いては、此の論文の發表せられた翌年、即ち一九一四年の通報第三號に、Arousseau 氏が Propose de L'Article de Sylvain Lévi: Le "Tolcharien B", Langue de Kouïcha を題した短篇を載せて解釋を試みてあるから、併せて茲に附記して置く。

Arousseau 氏に據ると、『蘇伐勃駃 (Suvavrap-uspa) が唐の高祖の即位を祝する爲に使を送つた年次は唐書に見えて居るが、邊裔典卷五十一にも「高祖武徳元年龜茲遣使入朝」と見え、また資治通鑑補正には、六一八年(即ち武徳元年)の條中に「龜茲王蘇伐勃駃遣使來朝、尋卒、子蘇伐疊立」と見えて居る、故に Suvavrap-uspa の使の來たのは六一八年

の年なるものは *Suvarnate* の統治の年とは一致するものでないかも知れない、かくて問題は益々紛糾し、たゞ *ksu-ni 21* なる数は六一八年よりは前ならず、六四六年よりは後ならずといひ得るに止る。尙またかの *Douldour Agour* の記録の斷片が、22, 23 *ksu-ni* に起つた出來事を記し、その後には直ちに 3 *ksu-ni* に起つたことを連接して書いてあるといふ事が何故に 23 と 3 との間には尙一つもしくは更に多くの年の省かれてあるかも知れないといふ推察を許さぬであらうか、即ち (23), 1, 2, (3) の代りに (23), 24, 1, 2, (3), 或はまた (23), 24, 25; 1, 2, (3) なちちちを考へ得ざるであらう、故に此の二續名の *ksu-ni* の年に決定を與へることは危険だといはなければならぬ」といふてゐる。要するに此の問題は *ksu-ni* なる語が解釋せらるれば自然に解決の道を見出すべき性質のものである。

次に進むで

Sten Konow. *Khotan Studies* (Journal of the Royal Asiatic Society, 1914)

の紹介に遷る。

氏の資料としたものは、殆んど同一のことを書いた東方イラン語の二枚の文書で、文字は一種のブラーフミー文字を用いたものである、文書の出した場所は判然とは分らないが、和闐附近の *Dand-an Oiliq* より出たものであらうといはるゝものである。氏は此等の文書を最近に知られた此の種の文字の知識で、次の如くに音譯した、

om sul 10 7 (20) mašūi skarhvātā (Cvātaja)  
hadā 5 (10 3) hvām-nū-rum-dā-vi-ša-vā-ham

(括弧中の文字の外は  
西文書とも同文である)

此の中、17(20)年、*Skarhvātā* (Cvātaja) 月、5 (13)日の日附けだけは解つて居たが、その以下は文字の誤讀なごもあつて、尙不明に附せられてあ

つたのである、Konow 氏は先づ此等の語を解釋して、これが于闐語であることを定めたのである。

『*runāda* は能く知られた語で *ne* (王) の單數物主格である、*runāpa* が「王の」といふ意味ならば、自然その前に見ゆる *hvanāna* なる語に近い王名を見出さねばならぬ。*hvanāna* は *hvanāna-hvanāna* の形と見ることが出来る、唐書及び西域記に據ると、唐代に於る于闐の俗名は *Huan-na* (即ち) であつた、此の *Huan-na* は兩文書に見ゆる *hvanāna* なる語と同一であり、従がつて此等の文書は或る于闐王の支配した間の日附けに係るものなることは明白である、而して此のことは *runāda* の次の語なる *Viśavahana* なる語を考察すれば、事實として證據立てられることである。もし *hvanāna* *runāda* を「于闐王の」と解くことが正しければ、誰しも次の語を王の名と見るであらう、而して喚那なる于

闐の國名は、たゞ唐書及び玄奘によりてのみ知らるゝものであることを記憶するならば、こゝに自づから唐代の于闐の王に就いて考察して見なければならぬ。

唐書に據れば于闐の王家は *Wei-chia* (尉遲) 姓であつた、而してこの尉遲はチベット文學中に存する或る表の中に見ゆる于闐王の名の初めの部分なる *vijaya* なる語を表はしたものでなければならぬことは、永く認められたことである。此の表は *Rockhill* 氏によつて發表せられたが、*Thomas* 氏及び *Sarat Chandra Das* 氏もまた各々それを増補して發表した、さてその中には文書に見ゆる *viśavāhanam* に相當する名として、*Suaś Chandra* 氏が *Vijayavahana* を稱し、*Thomas* 氏が *Vijayabhan chen-po* 即ち大王を稱する王のあることを認める、トルキスタンのイラン語では、異なる文字は印度から借りた語に於て *j* の代りに時々用い

られてある、また sa 下の孤線は音の短縮を表はしたものと見てよいから、visāva は梵語の *visāva* を寫したものと思はれる。次に *veṭam* は梵語の *vahana* の普通の寫し方である、故に *visāvaṭam* は梵語の *Vijayavāhana* に最も近いものである、こゝに於てか此の西藏の表なるものは疑もなく事實の上に基礎を有して居るといふ確證を得た次第であり、一方には此の兩文書が *Vijayavāhana* 王の時代に於ける于闐に關係したものであることを推測せねばならぬ次第である。かゝれば此等の兩文書の言語は于闐の國語であつたことを充分に證明するものであつて、自分は之を *Khiste* 教授が推察した如く于闐語 (*Khotani*) と稱するを當れりとするものである。而して此の國語は基督紀元以來引き続き于闐の地で行はれたものであることを信ずる』

かくて此の出所不明で且つ不明の言語で記した

文書を、美事に于闐國の域内から出たものであることを明らかにし、此の言語が于闐の日用語として唐代迄行はれたものであつたことを論定したのであるが、更に進むでこゝに記されたる *visāvaṭam = Vijayavāhana* が、何時在位したものであるかを研究して、此の文書に見ゆる第十七年、第二十年の年代を定めやうと試みた。氏が此の爲に使用した資料は前述の西藏の文學中に見ゆる于闐王の名と主として漢書以下唐書に至る迄の支那正史の于闐に關した記載とであつて、順次兩者に見ゆる王名及び事績を比較して相一致せしむるを方法とし、終に西藏の表に見ゆる *Vijayavāham* は唐書の伏闐曜(伏闐は尉遲と等しく、*visāva* の音を寫したものと見るのである)なるべしとの論結に達して居る。此の長い間に亘る兩記錄のアイデンチフィケーションは、其の當否の穿鑿は暫らく措いて、頗ぶる興味に富んだ所であるが、こゝには悉く省略に従ふ。



最後に氏は此の種類の文書の中には、前に記した如く *Sa-hi* (年) なる語によつて、日附けをせず *Isa-hi* なる語を用いたもの、若しくは此等の兩者を併せ用いたもの、あることを注意し、而して此の *Isa-hi* なる語を解釋して、前の *Levi* 氏の論文中に解く能はずとして残された *Isa-hi* の語に及んで居る。

『此の *Isa-hi* なる語は、庫車の近傍より見出さるゝ所謂各種のトカラ語なるもの、而して吾等が龜茲語と稱する國語で記せる文書の中に見ゆる *Isa-hi* なる語と同一に用いられて居るやうで、従がつてまた同一意味で無ければならぬ、思ふに *Isa-hi* はゼント語の *Isa-yi* が基で、ソグド語では *Isavand* (王)・*Isavayn* (力)等の語を生じ、ペルシヤ語では *sah* なる語を生じてゐるもので、支配 (*rule*)、統治 (*reign*) などの意味ある名詞と見るべきであらう、文書に *Isa-hi* *sai* と續けて見わたる

るのは、「統治の年」(year of the rule, regnal year) の意と思はれる。而して支那の屬地に於て此の統治年で年次を記することは恐らく支那の年號を眞似たものと見るべきであらう。龜茲語の *Isa-hi* は此の *Isa-hi* より借りたものである』

此の説が正しいならば前に述べた *Levi* 氏の推察はこゝに證明を得たことになる。

以上はたゞ兩論文の主要點の大意を紹介したばかりである、若し議すべくば多少の疑の存する所ないでもなからうが、それは兩論文の價値に關する程のものではない、兩者ともに研究の行き方が極めて鮮やかで、僅かな記録の斷片から頗ぶる大なる結果を齎らし得たものである。

## 朝鮮史の栞 (第五回)

文學士 今 西 龍

(朝鮮三國時代の地理を研究せんには溯りて